公共図書館における文書資料と資料保存 - 震災を契機とした取り組みに着目して -

星野 英恵

文書資料は後世に残していくべき重要な資料である。日本の公共図書館では文書資料が 地域資料の 1 つであるとされ、収集されてきた。古文書等の歴史資料の保存運動を契機と して公文書館法が制定されたものの、古文書は公文書館の収集対象外であるとする議論が あり、文書資料の保存機関として図書館があげられ、図書館の資料保存機能が期待されて いる。民間所在の地域資料は災害や所蔵者の代替わり等の要因によって散逸の危機的な状 況にさらされ、図書館による資料救済の取り組みも行われている。

こうした状況において、図書館の資料保存機能の再評価が求められていると考えられる。 文書資料を中心とした地域資料に関する議論の変遷と、震災という文書資料散逸の危機的 な状況に際して公共図書館が行った取り組みに着目することによって、地域資料としての 文書資料と公共図書館に関する課題を明らかにした。

本研究では、文献調査によって公共図書館における地域資料に対する認識の変遷の考察を行った。そして、文書資料を収蔵し、震災を契機とした取り組みを行ってきた十日町情報館、長岡市立中央図書館文書資料室、小千谷市立図書館の3館への訪問調査を通して震災を契機とした取り組みの実践例を調査し、文書資料取り扱いの現状や課題、文書資料が散逸の危機にさらされた際に公共図書館が果たす役割について考察した。

文献調査により、文書資料は地域資料の 1 つであるものの、必ずしも公共図書館が取り扱うべき資料ではなく、文書館で取り扱われることが望ましい資料であると認識されていることが分かった。

訪問調査では、3 館とも震災を契機として文書資料の整理作業が活発になり、震災から 9 年が経過した現在も市民ボランティアの参加による整理作業が行われていることが分かった。またいずれの市においても文書館が未設置であり、震災後は博物館や文化財担当者は指定文化財の対応に追われるため、被災した地域資料や震災関連資料の収集は行政における優先順位が低くなりがちであったと考えられる。

以上のことから、文書資料は文書館で管理されることが望ましいと認識されているが、 震災時の文書館未設置の自治体では、公共図書館の文書資料を中心とした地域資料に対す る取り組みが成果を上げており、公共図書館における資料保存機能が見直されるべきであ ると考えた。公共図書館において文書資料に対する取り組みを行っていく上では、人員の 確保と市民との繋がりが重要であり、行政内部における理解を得ることや市民に対する広 報・啓発活動が課題となる。

(指導教員 白井哲哉)